

平塚市体育振興連絡協議会 規約

(平塚体育振興協議会発足 昭和37年8月16日)

制 定 昭和46年6月16日

最近改正 平成 7年5月19日

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は平塚市体育振興連絡協議会という。

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は地区体育振興にかかわる連絡調整ならびに研修活動をはかり、もって地区体育の普及及び発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 地区体育普及振興の諸問題についての検討
- (2) 地区体育普及振興のための運営に関すること
- (3) 地区体育振興会の相互の情報交換
- (4) その他目的達成に必要なこと

第3章 組織及び役員

第5条 本会は次の地区体育振興会をもって組織し、各地区体育振興会長及び各地区より選出された代表者2名、事務局長をもって構成する。

- | | | | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|----------|---------|
| 1. 崇 善 | 2. 港 | 3. 花 水 | 4. 松 原 | 5. 富士見 | 6. 神 田 |
| 7. 岡 崎 | 8. 金 目 | 9. 中 原 | 10. 豊 田 | 11. 金 田 | 12. 城 島 |
| 13. 土 屋 | 14. 吉 沢 | 15. 南 原 | 16. 横 内 | 17. なでしこ | 18. 真 土 |
| 19. 四 之 宮 | 20. 八 幡 | 21. 松 が 丘 | 22. 旭 南 | 23. 旭 北 | 24. 大 神 |

第6条 本会は次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 事務局長1名 事務局次長1名 会計2名 会計監査2名

第7条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、会計監査は代表者会議において選出する。

会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。事務局長及び事務局次長は事務一般を司る。

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。

第4章 顧 問

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は会長会議で推薦する。
- (2) 顧問は、重要事項について会長及び会長会議の諮問に応える。

第5章 会 議

第10条 本会の会議は総会、代表者会議（会長及び代表者）、会長会議及び役員会とする。

第11条 すべての会議は会長が招集し、議決は多数決とする。

第6章 会 計

第12条 本会の経費は負担金、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

この規則に定められていないものについては、代表者会議において決定する。

令和7年度

平塚市体育振興連絡協議会 会員名簿(R7. 4. 1～R8. 3. 31)

会長	板東 誠二	事務局長	中野 文夫	会計	佐藤 昭四郎
副会長	飯野 保	事務局次長	松川 成芳	監査	中山 正彦
副会長	水島 稔	会計	星野 光彦	監査	清水 裕一

	地区名	会 長	代 表 者		事 務 局 長
1	崇善	山口 貞夫	本田 幸三	山口 聖	山口 貞夫
2	港	清水 裕一	江藤 清	小澤 勢津子	田邊 克司
3	花水	中山 正彦	貝瀬 清一	山口 弘子	小川 加奈
4	松原	廣瀬 誠	田畑 滋弘		原 邦彦
5	富士見	星野 光彦	長尾 共清	内藤 正子	村山 美明
6	神田	飯野 保	小宮 伸一	田中 壽美榮	田中 公一
7	岡崎	板東 誠二	秋山 英輝	五十嵐 康雄	市川 広行
8	金目	青谷 智己	柏木 秋弘	鈴木 功	市川 光春
9	中原	金子 栄治	富永 渉	大木 康史	恩田 円
10	豊田	中村 宏行	朽方 太一		朽方 太一
11	金田	畠中 直人	重田 昌巳	杉本 和	尾崎 安昭
12	城島	松下 明生	黒木 昌明	一杉 智史	土屋 裕一
13	土屋	水島 稔	内海 俊幸	関野 武	鈴木 美幸
14	吉沢	猪俣 友宏	熊沢 弘恵	佐藤 政良	小清水 豊
15	南原	阿知波 衣里	岩田 茂男		遠藤 年彦
16	横内	上杉 充	小笠原 直巳	府川 弘	伊澤 和男
17	なでしこ	松本 満	傳田 實		熊川 泰成
18	真土	伊藤 宏	山口 力也	小鹿 園珠	山口 耕治
19	四之宮	松川 成芳	榎 清則	伊藤 優	相原 奈津代
20	八幡	佐藤 昭四郎	前田 俊隆	吉川 市郎	加藤 良信
21	松が丘	山脇 克義	熊谷 俊二	齋藤 千枝子	二之宮 智政
22	旭南	中野 文夫	須藤 量久	渡辺 博美	吉川 竜海
23	旭北	鈴木 豊	高橋 政己	岡山 智彦	古園 裕子
24	大神	中山 秀	伊藤 喜代美	樋口 英光	高橋 千賀子

令和6年度 平塚市体育振興連絡協議会 事業報告

期 日	会議・事業名	会 場	内 容 ・ 結 果
4月18日(木)	新旧会長会議	教育会館 大会議室	議事 ①第72回市民総合体育大会について ②令和6年度総会について ③令和5年度事業報告について ④令和5年度収支決算報告について ⑤令和6・7年度本部役員(案)について ⑥令和6・7年度活動方針(案)について ⑦令和6年度事業計画(案)について ⑧令和6年度収支予算(案)について
5月15日(水)	総会	教育会館 大会議室	議事 ①令和5年度事業報告について ②令和5年度収支決算報告及び監査報告について ③令和6・7年度本部役員(案)について ④令和6・7年度活動方針(案)について ⑤令和6年度事業計画(案)について ⑥令和6年度収支予算(案)について
5月15日(水)	県・市及び平体振功労者 選考委員会	教育会館 大会議室	議題 ①令和6年度「神奈川県」スポーツ功労者表彰候補者の選考について ②令和6年度「平塚市」スポーツ功労者表彰候補者の選考について ③令和6年度「平体振」功労者表彰の選考について
6月2日(日)	第72回市民総合体育大会 ニュースポーツ大会ト リムバレーボール競技	ひらつか サ・ライアリーナ	Aブロック 優勝 旭北地区 準優勝 岡崎地区 Bブロック 優勝 吉沢地区 準優勝 花水地区
6月22日(土)	歓送迎会 平体振功労者表彰	ホテルサンライフカー テン	参加人数 80名
7月21日(日)	ニュースポーツ研修会	旭南公民館 体育館	ポッチャ・モルック(屋内) 87名(担当地区:旭北・旭南・横内)
8月30日(金)	会長会議	教育会館 大会議室	台風10号により中止。後日書面連絡。 議事 ①ニュースポーツ研修会の開催結果について ②県・市功労者表彰について ③第72回市民総合体育大会について
10月上旬	市民体育レクリエーショ ン大会	市内各地区	
10月27日(日) 11月 3日(日) 11月10日(日) 11月17日(日)	第72回 市民総合体育大会	ひらつか サ・ライアリーナ 他	優勝 旭北地区 準優勝 花水地区 第3位 金田地区
11月13日(水)	会長・事務局長会議	勤労会館 大会議室	議事 ①市内駅伝競走大会について ②2025スポーツ団体新年の集いについて ③平体振忘年会について ④その他
11月30日(土)	忘年会	ホテルサンライフカー テン	参加者数 78名
1月12日(日)	令和6年度平塚市市内駅 伝競走大会	総合公園～ 山城中学校	地区対抗の部 第1位 真土地区 第2位 南原地区 第3位 港地区 実業団の部 第1位 平塚警察署 第2位 平塚消防 第3位 平塚市役所
1月13日(月・祝)	スポーツ団体 新年の集い	平塚プレジール	参加者数 143名 幹事団体:平塚市スポーツ推進委員協議会
2月19日(水)	会長会議	勤労会館 大会議室	議題 ①令和6年度市内駅伝競走大会の反省について ②令和7年度平体振の日程(案)について ③第73回市民総合体育大会の日程(案)について ④第12回ひらつか市民スポーツフェスティバルについて
3月23日(日)	第12回ひらつか市民ス ポーツフェスティバル	総合公園 全施設	「ニュースポーツ体験」 【参加者数】 グラウンドゴルフ 214名 モルック 479名 合計 693名

平塚市スポーツ推進委員協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、平塚市スポーツ推進委員協議会とする。

第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、スポーツ推進委員相互の連絡調整と指導組織の確立を図り、もって本市スポーツの推進に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの推進に関し、関係機関との連絡調整
- (2) 教育委員会主催のスポーツ大会・講習会等の運営、助言、協力
- (3) 研修会・講習会等の開催
- (4) その他、目的達成に必要な事項

第3章 組織及び役員

第5条 この会は、平塚市教育委員会及び別表の各地区体育振興会（各小学校区）から推薦され、平塚市教育委員会が委嘱したスポーツ推進委員をもって組織し、次に掲げる担当部門をもって組織する。

- (1) 総務部
会の研修等の企画・立案及び庶務を担当し、各種の情報収集・広報活動を行う。
- (2) 研修部
各種スポーツ、レクリエーションの実技指導及び助言を行うための研修を行い、スポーツ推進委員として必要な資質の向上を図るほか、コミュニティースポーツの振興に関する望ましいスポーツ団体の組織運営及び体育施設等のあり方を研究する。

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局長1名 (4) 事務局次長1名
- (5) 会計2名 (6) 会計監査2名 (7) 部長2名 (8) 副部長 若干名

第7条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、会計監査は総会において互選し、また部長、副部長は会長が委嘱する。

2 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。部長は各部会を統轄する。

第8条 役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の場合は、前任者の残任期間とする。

第9条 地区代表者は、地区で互選し（各小学校区1名）、会長が委嘱する。

2 地区代表者は当該地区の連絡調整に当たる。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会で推挙し、総会に報告する。

3 顧問は、重要事項について会長及び総会の諮問に応える。

第4章 会 議

第11条 総会は年1回開催し、必要あるときは会長がこれを召集する。

- 第12条 役員会は会長がこれを召集する。
 第13条 部会は部長がこれを召集する。
 第14条 会議の議決は出席者の多数決をもって決める。
 第15条 地区代表者会議は会長がこれを召集する。
 第16条 地区代表者は次の事項を提言する。
 (1) 本会の事業に関する事項
 (2) その他本会において必要と認めた事項

第5章 会 計

- 第17条 この会の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
 なお、会費は、年額1人5,000円とする。
 第18条 この会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 総 則

- 第19条 この規定に定めのないものについては、役員会において決定する。

附 則

この規約は、平成24年4月25日より施行し、4月1日より適用する。

附 則

この規約は、平成30年4月20日より施行し、4月1日より適用する。

この規約は、令和6年4月19日より施行し、4月1日より適用する。

別表（第5条1項関係）

地区体育振興会	小学校区	地区体育振興会	小学校区
崇善地区	崇善小学校	土屋地区	土屋小学校
港地区	港小学校	吉沢地区	吉沢小学校
花水地区	花水小学校	南原地区	南原小学校
松原地区	松原小学校	横内地区	横内小学校
富士見地区	富士見小学校	なでしこ地区	なでしこ小学校
神田地区	神田小学校	真土地区	真土小学校
岡崎地区	岡崎小学校	四之宮地区	大野小学校
金目地区	金目小学校	八幡地区	八幡小学校
	みずほ小学校	松が丘地区	松が丘小学校
中原地区	中原小学校	旭南地区	勝原小学校
	大原小学校		山下小学校
豊田地区	豊田小学校	旭北地区	旭小学校
金田地区	金田小学校		松延小学校
城島地区	城島小学校	大神地区	相模小学校

令和 6 ・ 7 年度平塚市スポーツ推進委員協議会
本部役員

役員名	氏 名	選 出 方 法 平塚市スポーツ推進委員協議会規約第 7 条
会 長	傳 田 實	総会において互選
副 会 長	田中 壽美栄	
副 会 長	土 田 英 忠	
副 会 長 兼 事務局次長	石 川 行 子	
事 務 局 長	田 邊 克 司	
会 計	山 田 和 子	
会 計	長 尾 共 清	
監 査	山 地 礼 子	
監 査	津 田 耕 史	
総 務 部 長	貝 瀬 清 一	会長が委嘱
総務副部長	山 口 弘 子	
総 務 部 員	久 吉 佳 子	
総 務 部 員	高 橋 千 寿	
研 修 部 長	庭月野 義行	
研修副部長	曾 我 雅 弘	
研 修 部 員	上 利 一 枝	
研 修 部 員	竹 之 内 力	
研 修 部 員	榎 清 則	
研 修 部 員	木 代 崇	
研 修 部 員	成 瀬 伸 一	
研 修 部 員	三 觜 清 教	

任期 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

令和6年度平塚市スポーツ推進委員協議会事業報告

期 日	事 業 内 容	会 場	主 催
4月19日(金)	総会	教育会館大会議室	平塚市 市協議会
5月12日(日)・6月1日(土)	囲碁ボール認定員講習会	平塚市まちづくり財団事務所	財団
5月13日(月)	役員・地区代表者会議	教育会館大会議室	市協議会
5月14日(火)	研修会(トリムバレーボール)	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
5月24日(金)	第72回市民総合体育大会トリムバレーボール競技 抽選会・監督会議	教育会館大会議室	平塚市 市協議会
6月2日(日)	第72回市民総合体育大会トリムバレーボール競技	ひらつかサン・ライフアリーナ	平塚市
6月7日(金)・8日(土)	関東スポーツ推進委員研究大会(千葉県成田市)	重兵衛スポーツフィールド中台体育館	関東協議会
6月23日(日)	ポッチャ競技大会	ひらつかサン・ライフアリーナ	平塚市
7月28日(日)	第58回平塚市少年少女水泳大会プール監視員	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館温水プール	平塚市
10月20日(日)	第7回ひらつかパラスポーツフェスタ 第11回ひらつかポッチャ競技大会	ひらつかサン・ライフアリーナ	平塚市
10月22日(火)	研修会(トリムバレーボール)	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
10月25日(金)	第51回ゆめクラブ湘南平塚スポーツ大会	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館	平塚市
10月27日(日)～ 11月17日(日)	第72回市民総合体育大会	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館 他	平塚市
11月3日(日)	囲碁ボール交流会	ひらつかサン・ライフアリーナ	財団
11月14日(木)、15日(金)	第63回全国スポーツ推進委員研究協議会 宮崎大会	ひなた武道館	全国連合会
11月23日(土・祝)	神奈川県スポーツ推進委員研修会	藤沢市秋葉台文化体育館	県連合会
12月8日(日)	湘南3市(小田原・藤沢・平塚)合同研修会	平塚市	市協議会
12月10日(火)	研修会(ワンバウンドふらばーるバレー)	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
1月12日(日)	令和6年度平塚市市内駅伝競走大会 (第71回市内地区対抗・第64回美業団対抗)	レモンガスタジアム平塚 ～ 山城中学校	平塚市
1月13日(月・祝)	スポーツ団体新年の集い	プレジール	スポーツ5団体
1月19日(日)	令和6年度神奈川県スポーツ推進委員連合会 西湘ブロック研修会	松田町	県連合会
1月25日(土)	祝賀会		市協議会
2月8日(土)	令和6年度神奈川県スポーツ推進委員大会	川崎市	県連合会
2月16日(日)	研修大会(囲碁ボール)	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
3月4日(火)	スポーツ推進委員だより45号発行		市協議会
3月4日(火)	研修会(トリムバレーボール)	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
3月23日(日)	第12回ひらつか市民スポーツフェスティバル	平塚市総合公園	財団 スポーツ5団体

会議等

役員会	4月8日、5月20日、7月16日、8月19日、10月7日、11月5日、12月11日、1月15日、3月12日
総務委員会	1月30日、2月18日
役員・地区代表者会議	5月13日
県理事会・代表者会議	5月4日、7月6日、12月7日、3月8日
県研修部会	8月8日、11月23日

平塚レクリエーション連盟 規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本連盟は、平塚レクリエーション連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、平塚市内のレクリエーション団体（以下「加盟団体」という。）で、相互の緊密な連絡、調整を図るとともに、レクリエーションの普及、振興を図り健康で明るい郷土の建設と豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの普及奨励
- (2) 加盟団体の育成及び相互の連絡、調整
- (3) レクリエーションに関する調査、研究、宣伝、啓発
- (4) レクリエーション指導者の養成
- (5) 加盟団体の合同事業の開催
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、平塚市内を総括するレクリエーション団体をもって組織する。

第4章 加盟及び脱退

(加盟)

第6条 本連盟に加盟しようとする団体は、会長に申し出て総会の承認を得なければならない。

(脱退)

第7条 本連盟の加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、本連盟の加盟団体として不適当と認めたとき、又は会長に退会を申し出たときは、総会の決議を経て脱退させることができる。

なお、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

第5章 役員

(役員の種類)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事若干名、会計2名、監査2名

(役員の選出)

第9条 会長は、総会で推挙する。

2 副会長、理事長、会計、監査は総会において互選する。

3 理事は、加盟団体より3名選出するものとし、うち1名は当該団体の理事長の職に該当するものとする。

なお、他に総会で推薦する学識経験者を加えることができる。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、加盟団体の長又は学識経験者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事長は、会長の命を受け、本連盟の事務を掌理する。

4 理事は、本連盟の会務を執行する。

5 会計は、経理事務を掌理する。

6 監査は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長等)

第12条 会長は、総会の推薦によって名誉会長並びに顧問若干名を委嘱することができる。

顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席し意見を述べることができる。

第6章 事務局

(事務局)

第13条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

事務局には、事務局長、その他必要な職員を置くことができる。

第7章 会議

(会議)

第14条 本連盟の会議は、本連盟の議決機関である総会及び執行機関である理事会とする。

第15条 会議は、役員をもって組織し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

第16条 会議は、2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決める。賛否同数のときは、議長がこれを決める。

第8章 経理

(経理)

第17条 本連盟の経費は、加盟団体の分担金、補助金及び寄付金その他をもって充

てる。

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 細則

(細則)

第19条 本規約施行について必要な細則は、総会で別にこれを定める。

附 則

本規約は、昭和51年11月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成26年5月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成29年5月17日より施行する。